

令和四年国土交通省令第九十三号

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第九条第一項、第三項第九号及び第四項第四号、第十一条第一項、第十二条並びに第九十一条の規定に基づき、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（供給確保計画の認定の申請）

第二条 法第九条第一項の規定により供給確保計画の認定を受けようとする者（次項及び第五条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 第四条各号に掲げるいずれかの措置が確実に講じられる見込みがあることを証する書類

四 申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）は、暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（ロ及びハにおいて「暴力団員等」という。）

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 国土交通大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、供給確保計画が法第九条第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

（法第九条第三項第九号の主務省令で定める事項）

第三条 法第九条第三項第九号の主務省令で定める事項は、供給確保計画に記載された取組の実施に際して他の法令に基づく行政府の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この条において「許認可等」という。）を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する事項又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした事項とする。（取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置）

第四条 法第九条第四項第四号の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 特定重要物資等の需給がひつ迫した場合に行う措置として次に掲げるいずれかの措置

イ 特定重要物資等の需給及び価格が安定し、円滑な取引が実施されている時の生産量を上回る量の当該特定重要物資等の生産その他の当該特定重要物資等の増産に資する措置

ロ 特定重要物資等に代替する物資の使用又は供給その他の当該特定重要物資等の依存の低減に資する措置

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該特定重要物資等の安定供給確保に資する措置

二 特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置

（供給確保計画の認定）

第五条 国土交通大臣は、法第九条第一項の規定により供給確保計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該供給確保計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第二の認定書を交付するものとする。

二 國土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人に、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 認定の日付

二 供給確保計画認定番号

三 認定供給確保事業者の名称

四 認定供給確保計画の概要

（認定供給確保計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第六条 法第十条第一項の規定により供給確保計画の変更の認定を受けようとする認定供給確保事業者（以下第四項及び第六項において「変更申請者」という。）は、様式第五による申請書を国土交

通大臣に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にそ

の旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 当該供給確保計画に従つて行われる取組の実施状況を記載した書類

二 第二条第二項各号に掲げる書類

3 國土交通大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、変更後の供給確保計画が法第十条第三項において準用する法第九条第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 國土交通大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第十条第三項において準用する法第九条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあつた認定供給確保計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第六の認定書を交付するものとする。

5 國土交通大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 國土交通大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、当該変更の認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人に、様式第八により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 変更の認定の日付

二 変更後の供給確保計画認定番号

三 認定供給確保事業者の名称

四 変更後の認定供給確保計画の概要
(供給確保計画の軽微な変更)

第七条 法第十条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更

二 認定供給確保計画の実施期間の六月以内の変更

三 認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの(法第三十一条第三項第一号の規定に基づき安定供給確保支援法人が認定供給確保事業者に交付する助成金の額の変更を除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、認定供給確保計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

第八条 國土交通大臣は、法第十一条第二項の規定により認定供給確保計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該変更の指示を受ける認定供給確保計画の認定の取消し

第九条 國土交通大臣は、法第十一条第一項又は第二項の規定により認定供給確保計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定供給確保事業者に交付するものとする。

2 國土交通大臣は、認定供給確保計画の認定を取り消したときは、様式第十二により、その認定を取り消した日付、供給確保計画認定番号及び事業者の名称を、当該認定に係る特定重要物資について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人に通知するものとする。
(定期の報告)

第十条 認定供給確保事業者は、法第十二条の規定により報告をしようとするときは、認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十三により、國土交通大臣に報告しなければならない。

（取組の実施の支障時等の報告）
第十一條 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、國土交通大臣にその旨を報告するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第2条第1項関係）

供給確保計画の認定申請書

年　月　日

国土交通大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

供給確保計画

1. 名称等

申請者の氏名又は名称 _____

代表者名（申請者が法人の場合）_____

資本金の額又は出資の総額_____

常時使用する従業員の数_____

法人番号（申請者が法人の場合）_____

日本標準産業分類における該当分類名称並びに該当小分類名称及びその番号_____

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）_____

(注) 申請者が複数の場合は、申請者ごとに欄を追加して記載すること。

2 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の品目

安定供給確保を図ろうとする特定重要物資の品目_____

安定供給確保を図ろうとする原材料等の品目_____

(注) 2以上の原材料等の安定供給確保を図ろうとする場合は欄を追加して記載すること。

3 申請者における特定重要物資等の調達及び供給又は使用の現状

(1) 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状

(注) 図などを用いて簡潔に記載すること。

(2) 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資の供給の現状

特定重要物資の品目名 :		
○申請者における供給量	供給量（合計）	/年
(供給先)に対する供給量		/年
(供給先)に対する供給量		/年

(注) 取組実施前の直近の数値をもとに記載すること。

(3) 安定供給確保を図ろうとする原材料等の調達又は使用の現状

原材料等の品目名 :		
○申請者における原材料等の調達量	調達量（合計）	/年
(調達先)からの調達量		/年
(調達先)からの調達量		/年

(注1) 取組実施前の直近の数値をもとに記載すること。

(注2) 安定供給確保を図ろうとする原材料等の品目数に応じて上表を追加し記載すること。

(注3) 特定重要物資の供給先又は原材料等の調達先の数に応じて表に行を追加し記載すること。

4 取組の目標

(1) 取組の背景

--

(注) 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状や供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等の今後の市場の見通し及び世界情勢を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

(2) 取組の目標

(特定重要物資)
(原材料等)

(注1) 安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性及び申請者の供給能力、供給途絶リスク、市場占有率等を踏まえ、船舶の部品等の安定供給確保を図るために必要な供給能力等の目標を記載すること。また、取組全体を通じた、地域経済への貢献や雇用創出効果等について記載すること。

(注2) 安定供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料の調達先・調達量等が今後変化すると見込まれる場合はその内容及び変化後の内容に応じた目標を記載すること。

(注3) 2以上の原材料等の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

5 取組の内容及び実施期間

(1) 取組の内容

実施予定の取組番号を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標数値を記載すること。

1.	生産基盤の整備	4.	生産技術の導入・開発・改良
2.	供給源の多様化	5.	使用の合理化
3.	備蓄	6.	代替となる物資の開発

特定重要物資の品目名 :

取組番号	目標数値を達成するまでの具体的な取組内容	目標数値 (例:取組を実施することにより達成しようとする供給量及びその増加率)

原材料等の品目名 :

取組番号	目標数値を達成するまでの具体的な取組内容	目標数値 (例:取組を実施することにより達成しようとする供給量及びその増加率)

(注1) 1つの特定重要物資等に対し2以上の取組を行う場合には、当該取組ごとに目標数値を設定すること。

(注2) 1つの取組により2以上の原材料等の安定供給確保を図る場合は、表の欄を追加のうえで品目ごとに目標数値を記載すること。

(注3) 具体的な取組内容の記載にあたって、事業開始後に取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合は、その内容も併せて記載すること。

(注4) 本計画を認定した場合は、上表の記載内容について国の指定した安定供給確保支援法人に通知する。

(2) 目標数値設定の根拠

(目標数値設定の根拠)
特定重要物資の品目名 :

原材料等の品目名 :

(注1) (1)に記載の目標数値の算出の根拠となる計算式や当該物資の市場動向の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載すること。

(注2) 2以上の原材料等の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

(3) 取組の実施期間

i. 計画の実施概要

特定重要物資の品目 :	
年度 取組の内容（予定）:	() ※事業開始年度
月	
月	
年度 取組の内容（予定）:	
月	
月	
年度 取組の内容（予定）:	() ※事業終了年度
月	
月	

原材料等の品目 :	
年度 取組の内容（予定）:	() ※事業開始年度
月	
月	
年度 取組の内容（予定）:	
月	
月	
年度 取組の内容（予定）:	() ※事業終了年度
月	
月	

ii. 取組の実施に係る施設又は設備等であって導入のために本計画の認定を通じた支援措置を希望するもの

施設（工場等）の名称			
施設（工場等）の所在地（住所）（注1）			
対象品目名			
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
導入の背景や必要性等			
金額（円）			
（特定重要物資又は原材料等）の安定供給確保への効果			
総従業員数（うち技術者数）（注2）	人（ 人）		

(注1) 土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図及び設備の配置図を提出すること。

(注2) 取組開始時に予定する従業員の人数を記載すること。

(注3) 複数の施設を整備する場合は、上表を追加し、個別施設ごとに記載すること。

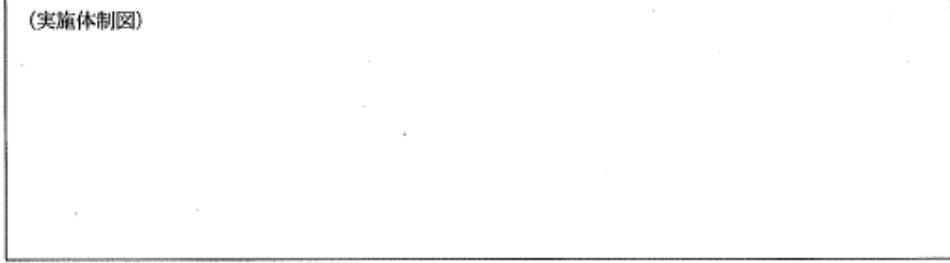
設備（機械装置等）の名称		
設備の設置場所（工場等）		
対象品目名		
導入の背景や必要性等		
単価及び数量	単価（円）：	数量（単位）：
金額（円）	単価×数量の総額	
安定供給確保への効果		

(注1) 2以上の設備を導入する場合は、上表を追加し、個別設備ごとに記載すること。

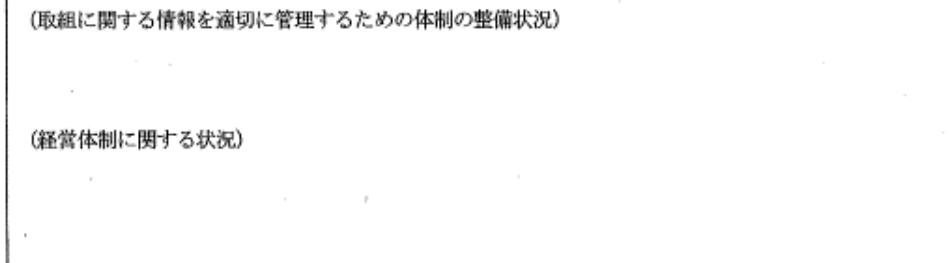
(注2) 設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる資料を添付すること。

6 取組の実施体制及び取組に関する情報を管理するための体制

(実施体制図)



(取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況)



(経営体制に関する状況)



(注1) 安定供給確保のための取組に関する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等について、図等を活用して記載すること。その際、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第11条に基づく報告を行う体制についても明記すること。

なお、取組の実施に際する社内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点から、情報を適切に管理（情報開示に関する社内規定の整備を含む。）するための体制の整備状況について、また、経済活動における人権の尊重の観点から、特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況について、それぞれ記載すること。

(注2) 経営体制に関する状況として、①事業者の立地状況並びに当該立地に基づく外国の法的環境等による影響の有無及びその状況、②コーポレートガバナンスに関する規定等の整備状況について記載すること。

(注3) 共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

7 取組に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 実施予定の取組の内容 (取組番号○.)

(単位：百万円)

調達方法 費用	政府関係金融機関 からの借入れ(額)、 (金融機関名)	民間金融機関等か らの借入れ(額)、 (金融機関名)	自己資金 (資金内訳)	補助 必要額	事業費合計	備考
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						

(注1) 民間金融機関等からの借入れについて信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」欄に記載する。

(注2) (2)において、株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名および支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載する。

(注3) 複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組の内容」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

(2) 期待する支援措置

支援措置	希望する場合は○
株式会社日本政策金融公庫法の特例 (ツーステップローン)	
中小企業投資育成株式会社法の特例	
中小企業信用保険法の特例	
安定供給確保支援法人による助成	
安定供給確保支援法人による認定供給確保事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の支給	

(3) (2) の支援措置を期待する設備 ((2) の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載)

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する設 備等の名称	数量	単価	希望する措置 金額と方法	設置場所
(導入年度を記載)						
(導入年度を記載)						
(導入年度を記載)						
合計額						

8 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

--

(注) 事業継続性確保のため、別途事業継続計画を策定し、その旨記載すること。

9 取組を行うに当たって必要となる法令に基づく許認可等の取得又は申請の状況等

必要となる許認可等の名称及び根拠法令	取得又は申請の状況

(その他の安定供給に係る国内関係法令の遵守状況)

(注) 許認可等を要しない国内関係法令についても、その遵守状況を上欄に記載すること。

10 申請を行う事業者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

(注) 安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項並びに申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類目次

添付書類

1	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
2	申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
3	国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第四条各号に掲げるいずれかの措置が確実に講じられる見込みがあることを証する書類
4	当該申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ロ及びハにおいて「暴力団員等」という。） (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二（第5条第1項関係）

供給確保計画の認定書

年　月　日

○○ ○○ 殿

国土交通大臣　名

年　月　日付けで認定申請のあった供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定の日付
2. 供給確保計画認定番号
3. 申請者の名称及び代表者の氏名
4. 申請者の住所

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第三（第5条第2項関係）

供給確保計画の不認定通知書

年 月 日

○○ ○○ 殿

国土交通大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった供給確保計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四（第5条第3項関係）

供給確保計画の認定通知書

年　月　日

○○ ○○ 殿

国土交通大臣　名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで認定申請のあった供給確保計画について、 同条第4項の規定に基づき、 同項各号のいずれにも適合するものであることを認定しましたので、 同条第6項の規定に基づき通知します。

1. 認定の日付
2. 供給確保計画認定番号
3. 認定供給確保事業者の名称
4. 認定供給確保計画の概要

(備考)

「4. 認定供給確保計画の概要」中、 認定供給確保事業者の営業上の秘密に該当する部分については、 これを通知の対象として記載していない。

様式第五(第6条第1項関係)

認定供給確保計画の変更申請書

年　月　日

国土交通大臣　名　　殿

住 名	所 称
代表者の氏名	

年　月　日付けで認定を受けた認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 供給確保計画認定番号

2. 変更事項

3. 変更事項の内容

変更後	変更前

4. 変更理由

5. 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載事項)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第六（第6条第4項関係）

認定供給確保計画の変更認定書

年　月　日

○○ ○○ 殿

国土交通大臣　名

年　月　日付けで変更申請のあった認定供給確保計画については、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第3項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の供給確保計画認定番号
3. 変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
4. 変更申請者の住所

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第七 (第6条第5項関係)

認定供給確保計画の変更の不認定通知書

年 月 日

○○ ○○ 殿

国土交通大臣 名

年 月 日付けで変更申請のあった供給確保計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第八（第6条第6項関係）

供給確保計画の変更の認定通知書

年　月　日

○○ ○○ 殿

国土交通大臣　名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで変更申請のあった供給確保計画については、同条第3項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定しましたので、同法第10条第3項において準用する同法第9条第6項の規定に基づき通知します。

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の供給確保計画認定番号
3. 認定供給確保事業者の名称
4. 変更後の認定供給確保計画の概要

(備考)

「4. 変更後の認定供給確保計画の概要」中、認定供給確保事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。

様式第九（第7条第2項関係）

認定供給確保計画の軽微な変更の届出書

年　月　日

国土交通大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた認定供給確保計画について、下記のとおり軽微な変更を行ったので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 供給確保計画認定番号

2. 変更事項

3. 変更事項の内容

変更後	変更前

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載事項)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十（第8条関係）

認定供給確保計画の変更指示の通知書

年　月　日

OO OO 殿

国土交通大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第2項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 供給確保計画認定番号

2. 変更指示の内容

3. 変更指示の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十一（第9条第1項関係）

認定供給確保計画の認定取消し通知書

年　月　日

○○ ○○ 殿

国土交通大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第1項又は第2項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 供給確保計画認定番号

2. 認定取消しの理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十二（第9条第2項関係）

認定供給確保計画の認定取消し通知書

年　月　日

○○ ○○ 殿

国土交通大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第1項又は第2項の規定に基づき、認定を取り消しましたので、同条第3項において準用する同法第9条第6項の規定に基づき通知します。

1. 認定を取り消された日付
2. 認定を取り消された供給確保計画認定番号
3. 認定を取り消された事業者の名称

様式第十三(第10条関係)

認定供給確保計画の実施状況報告書

年　月　日

国土交通大臣　名　殿

住　　所

名　　称

代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第12条の規定に基づき、 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 供給確保計画認定番号 _____

2. 認定供給確保計画に係る特定重要物資等 _____

3. 本報告年度における特定重要物資等ごとの調達及び供給又は使用の現状について

(1) 認定供給確保計画に係る特定重要物資の供給の現状について

特定重要物資の品目名 :		
○申請者における供給量	供給量(合計)	/年
(供給先)に対する供給量		/年
(供給先)に対する供給量		/年
備考		

(2) 認定供給確保計画に係る原材料等の調達又は使用の現状について

原材料等の品目名 :		
○申請者における原材料等の調達量	調達量(合計)	/年
(調達先)からの調達量		/年
(調達先)からの調達量		/年
備考		

(注1) 安定供給確保を図ろうとする原材料等の品目数に応じて上表を追加し記載すること。

(注2) 特定重要物資の供給先又は原材料等の調達先の数に応じて表に行を追加し記載すること。

4. 実施した特定重要物資等の安定供給確保のための取組の実績及び適用を受けた支援措置の内容

特定重要物資の品目 :		
取組番号	取組内容	適用を受けた支援措置の内容 (注2を参照し該当する支援措置を明記のこと)

原材料等の品目 :		
取組番号	取組内容	適用を受けた支援措置の内容 (注2を参照し該当する支援措置を明記のこと)

(注1) 認定供給確保計画に記載した特定重要物資等の安定供給確保に関する目標の達成状況について、認定供給確保計画に記載した指標と実績とを対比して記載すること。

(注2) 支援措置は下記を参照。

- a. 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）
- b. 中小企業投資育成株式会社法の特例
- c. 中小企業信用保険法の特例
- d. 安定供給確保支援法人による助成
- e. 安定供給確保支援法人による認定供給確保事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の支給

なお、株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載すること。

(注3) 1の品目について2以上の取組を実施した場合は、適宜行を追加して記載すること。

(注4) 2以上の原材料等について取組を実施した場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

5. 目標の達成状況

特定重要物資の品目 :	
計画時の目標数値	
目標数値の達成状況	

原材料等の品目	
計画時の目標数値	
目標数値の達成状況	

(注) 2以上の原材料等について取組を実施した場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

6. 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置の実績

--

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。